

株 主 各 位

名古屋市守山区脇田町1703番地
朝日インテック株式会社
代表取締役社長 宮田昌彦

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の方法により、平成28年9月27日（火曜日）午後5時45分（営業時間の終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市千種区覚王山通8丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階「飛翔の間」

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第40期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）計算書類報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件
第9号議案 創業者功労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会の招集の通知に際して株主の皆さまに提供すべき事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告書謄本は、別添の「第40回定時株主総会招集ご通知添付書類」に記載のとおりであります。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-intecc.co.jp/>）に掲載することにより開示しておりますので、「第40回定時株主総会招集ご通知添付書類」には記載しておりません。したがって、「第40回定時株主総会招集ご通知添付書類」は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-intecc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



1 当日株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成28年9月28日（水曜日）午前10時



2 書面により行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年9月27日（火曜日）午後5時45分までに到着



3 インターネットにより行使いただく場合

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（4頁から5頁）をご参照のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年9月27日（火曜日）午後5時45分まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年9月27日（火曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い


- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配当に関する基本方針につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、常に企業価値向上を目指すことにより、長期にわたって安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、長期的な視野のもと、当期の連結業績、今後の業績見通し、内部留保の水準などを総合的に勘案し、普通株式1株当たり27円30銭、また、当社設立から40周年を迎えたことを記念して、これまでご支援いただいた株主の皆様へ感謝の意を表するため、1株当たり2円70銭の記念配当を加えたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

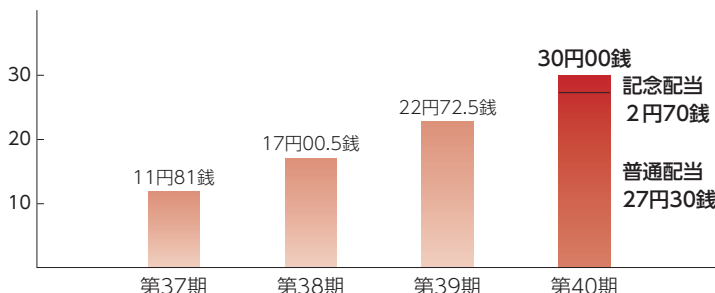
当社普通株式1株につき金30円00銭（普通配当27円30銭 記念配当2円70銭）
総額1,897,107,300円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月29日（木曜日）

配当金の推移

	第37期	第38期	第39期	第40期
配当金	47円25銭	34円 01銭	45円 45銭	30円 00銭
遡及後	11円81銭	17円00.5銭	22円72.5銭	30円 00銭



(注) 当社は、平成26年1月1日付け（第38期）で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、また、平成27年8月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。このため、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当金を算定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。
- なお、第31条第1項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。
- (4) その他上記条文の新設、削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則～第3章 株 主 総 会 第1条～第17条 (条文省略)	第1章 総 則～第3章 株 主 総 会 第1条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第18条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第18条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>13名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(2) <u>当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(2) (条文省略) (3) (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(2) <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(2) <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(3) <u>任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(4) <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (新 設)</p> <p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> (2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> (2) 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第40回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・主な担当	
1	みや た まさ ひこ 宮田 昌彦	代表取締役社長	再任
2	みや た けん じ 宮田 憲次	取締役副社長	再任
3	か とう ただ かず 加藤 忠和	常務取締役 メディカル事業部長	再任
4	ゆ がわ いっ ぺい 湯川 一平	取締役	再任
5	てら い よし のり 寺井 芳徳	取締役 メディカル事業部 営業・マーケティング統括	再任
6	まつ もと むね ちか 松本 宗近	上席執行役員 デバイス事業部長	新任
7	い とう みず ほ 伊藤 瑞穂	執行役員 管理本部長 経営戦略室長	新任
8	い とう きよ みち 伊藤 清道	社外取締役	再任 社外 独立
9	しば ざき あき のり 芝崎 晶紀		新任 社外 独立

1

みや た ま さ ひ こ
宮田 昌彦

(昭和42年3月15日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 6年 11月	当社入社、総括本部企画室長	平成 16年 3月	当社代表取締役副社長
平成 7年 12月	当社取締役 当社経営企画部長	平成 18年 3月	コンパスメッドインテグレーション株式会社代表 取締役社長
平成 11年 3月	当社常務取締役 当社メディカル事業部長付兼生産技術部長	平成 18年 8月	ASAHI INTECC HANOI CO.,LTD.取締役 (現任)
平成 12年 7月	当社メディカル事業部長	平成 19年 6月	ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.CEO
平成 13年 9月	当社専務取締役	平成 21年 9月	当社代表取締役社長 (現任) フィルメック株式会社代表取締役社長
平成 15年 9月	ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.取締役 (現任)	平成 28年 7月	フィルメック株式会社取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式の数：1,690,300株

取締役候補者とした理由

同氏は、平成21年より当社の代表取締役社長に就任しており、グローバル経営の視点、迅速な意思決定、医師や提携先などのステークホルダーとの良好な関係構築を通じて、当社グループの経営を牽引し、企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏は、当社グループのリーダーとして、当社グループの更なる発展に必要な不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 5年 4月	当社入社	平成 22年 1月	当社デバイス事業部営業グループマネージャー
平成 9年 1月	ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.取締役副社長	平成 22年 7月	当社デバイス事業部長兼改善推進室長兼朝日インテック ジーマ株式会社担当
平成 9年 7月	当社取締役	平成 22年 9月	当社常務取締役 当社デバイス事業部長兼改善推進室長
平成 11年 6月	当社産業機器事業部生産統轄部長	平成 23年 7月	朝日インテック ジーマ株式会社代表取締役社長
平成 12年 7月	当社執行役員 当社産業機器事業部事業部管理室部長	平成 25年 7月	当社技術改善室長
平成 13年 7月	当社デバイス事業部メディカルデバイス部長	平成 25年 9月	トヨフレックス株式会社代表取締役社長 (現任) TOYOFLEX CEBU CORPORATION President & CEO (現任)
平成 14年 8月	当社デバイス事業部副事業部長兼品質保証部長	平成 27年 1月	ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.取締役 (現任) ASAHI INTECC HANOI CO.,LTD.取締役
平成 15年 9月	当社取締役	平成 27年 7月	ASAHI INTECC HANOI CO.,LTD.取締役社長
平成 16年 10月	ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.取締役	平成 27年 9月	当社取締役副社長 (現任)
平成 18年 7月	当社デバイス事業部長	平成 28年 7月	当社品質保証本部長 (現任) ASAHI INTECC HANOI CO.,LTD.取締役会長 (現任)
平成 19年 11月	当社デバイス事業部長兼デバイス事業部生産技術グループマネージャー		
平成 20年 9月	当社デバイス事業部長兼デバイス事業部製造技術グループマネージャー		
平成 21年 7月	ジーマ株式会社取締役		

■ 所有する当社の株式の数：1,580,000株

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたりデバイス事業部長として、当社の技術の源泉であるステンレス加工にかかわる生産技術に精通しており、また近年では、買収案件の再建や、メディカル事業部への関与強化を進めるとともに、取締役副社長として、経営全般において、代表取締役社長を補佐しております。同氏は、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

※同氏は、本総会及び本総会終了後の取締役会の承認をもって当社代表取締役副社長に就任する予定であります。

3 かとうただかず 加藤 忠和 (昭和29年7月25日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 4年 6月	当社入社	平成 18年 3月	当社執行役員
平成 15年 5月	当社メディカル事業部品質保証部副部長	平成 19年 9月	ASAHI INTECC HANOI CO.,LTD.取締役 (現任)
平成 16年 2月	当社メディカル事業部品質保証グループマネージャー	平成 20年 9月	当社取締役
平成 16年 10月	当社メディカル事業部研究開発グループマネージャー	平成 21年 7月	当社メディカル事業部長 (現任)
平成 17年 1月	当社メディカル事業部副事業部長兼研究開発グループマネージャー	平成 25年 10月	ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.取締役 (現任)
		平成 26年 9月	当社常務取締役 (現任)
		平成 28年 7月	フィルメック株式会社取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式の数：59,500株

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、一貫してメディカル事業に携わっており、医療機器の開発に貢献しております。現在はメディカル事業部長を務め、開発のみならず、生産や販売などの幅広い分野に対する責務を努め、当社の企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏は、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 ゆがわいっぺい 湯川 一平 (昭和31年12月20日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 57年 2月	当社入社	平成 15年 9月	当社取締役 (現任)
平成 11年 7月	当社執行役員 当社産業機器事業部営業部長兼国際部長兼メ ディカル事業部営業2部長	平成 21年 7月	関係会社 (フィルメック株式会社) 担当 (現任) コンパスメッドインテグレーション株式会社取 締役
平成 12年 10月	当社技術開発マーケティング担当部長	平成 27年 7月	朝日インテック J セールズ株式会社代表取締役 社長 (現任)
平成 13年 7月	当社部長 フィルメック株式会社出向		
平成 14年 4月	フィルメック株式会社取締役 (現任)		

■ 所有する当社の株式の数：83,440株

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり、営業、技術開発マーケティングに携わっており、現在は当社の医療機器の国内販売を担う連結子会社朝日インテック J セールズ株式会社の代表取締役社長や、当社グループの第2ブランドを取り扱う連結子会社フィルメック株式会社の担当を務めるなど、当社の企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏は、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5 てら い よし のり 寺井 芳徳 (昭和38年9月13日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 10年 10月	当社入社 当社メディカル事業部研究開発部課長代理	平成 22年 1月	当社メディカル事業部マーケティング統括兼海外営業グループマネージャー
平成 12年 1月	当社メディカル事業部付課長代理	平成 23年 7月	当社メディカル事業部海外営業グループマネージャー (現任)
平成 12年 7月	当社メディカル事業部米国駐在所長	平成 25年 9月	当社取締役 (現任)
平成 16年 7月	ASAHI INTECC USA, INC.President & CEO (現任)	平成 26年 7月	当社メディカル事業部営業・マーケティング統括 (現任)
平成 20年 9月	当社執行役員 当社海外事業担当	平成 28年 3月	当社メディカル事業部グローバル・ビジネスデベロップメント室長 (現任)
平成 21年 7月	当社メディカル事業部海外営業統括兼海外営業グループマネージャー	平成 28年 7月	朝日インテックJセールス株式会社取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式の数：23,300株

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり医療機器の海外営業部門に携わり、現在は米国販売子会社ASAHI INTECC USA, INC.の社長を務めるなど、当社のグローバル展開に貢献し、当社の企業価値向上を図るための適切な役割を果たしております。同氏は、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

6 まつ もと むね ちか 松本 宗近 (昭和29年11月16日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 54年 6月	当社入社	平成 23年 7月	当社執行役員 当社デバイス事業部副事業部長兼開発グループマネージャー
平成 12年 7月	当社産業機器事業部高石工場長	平成 25年 7月	当社デバイス事業部長兼生産技術グループマネージャー
平成 15年 5月	当社デバイス事業部大阪地区統括第三開発グループ長	平成 27年 7月	当社上席執行役員 (現任) 当社デバイス事業部長兼開発グループマネージャー
平成 18年 7月	当社デバイス事業部開発グループマネージャー	平成 28年 7月	当社デバイス事業部長 (現任) ASAHI INTECC THAILAND CO.,LTD.取締役 (現任)
平成 21年 7月	当社デバイス事業部副事業部長兼開発グループマネージャー		
平成 22年 5月	当社デバイス事業部副事業部長兼開発グループマネージャー兼製造技術グループマネージャー		

■ 所有する当社の株式の数：10,000株

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、一貫してデバイス事業に携わっており、当社のコア技術であるステンレス部材の開発に貢献しております。現在はデバイス事業部長を務め、開発のみならず、生産や販売などの幅広い分野に対する責務を努め、当社の企業価値向上を図るための適切な役割を果たしております。同氏は、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。

7 伊藤 瑞穂 (昭和48年9月8日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 15年 5月	当社入社	平成 25年 12月	当社管理本部経理グループマネージャー (現任)
平成 17年 5月	当社経営戦略室副室長	平成 27年 7月	当社執行役員 (現任)
平成 20年 4月	ASAHI INTECC HANOI CO.,LTD.監査役 (現任)	平成 28年 7月	当社管理本部長 (現任)
平成 20年 9月	当社経営戦略室長 (現任)		朝日インテック J セールス株式会社監査役 (現任)
平成 21年 9月	ジーマ株式会社監査役		
平成 22年 10月	フィルメック株式会社監査役 (現任)		
平成 25年 9月	トヨフレックス株式会社取締役		

■ 所有する当社の株式の数：6,300株

取締役候補者とした理由

同氏は、当社経営戦略室長として、長年にわたり財務・経理・I R・M&A案件に携わり、現在は執行役員管理本部長を務めるなど、当社コーポレート部門長として本社機能の強化の取り組みを主導しており、当社の企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏は、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。

8 伊藤 清道 (昭和25年2月7日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 49年 4月	トヨタ自動車販売株式会社入社	平成 12年 7月	トヨタ自動車株式会社米州営業部主査
昭和 60年 8月	トヨタ自動車株式会社海外企画部技術課係長システム企画課長	平成 14年 7月	Toyota Kirloskar Auto Parts Pvt. Ltd.,社長
平成 6年 1月	Toyota Motor Manufacturing Canada, Inc 出向秘書役	平成 20年 3月	中京大学経営学部教授
平成 11年 1月	トヨタ自動車株式会社マリン事業部主査	平成 25年 9月	当社取締役 (現任)
		平成 27年 4月	中京大学国際英語学部客員教授 (現任)

■ 所有する当社の株式の数：0株

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり企業経営に携わり、その後大学の経営学部教授として、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を当社の経営に反映いただいております。同氏は、今後においても専門的見地による適切な助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 2月	中央立体図株式会社代表取締役社長（現任）	平成22年 3月	株式会社パインス取締役相談役（現任）
昭和63年 8月	株式会社ティーピース代表取締役社長	平成22年 8月	株式会社東輪堂代表取締役会長（現任）
平成17年 12月	株式会社エムエムシーコンピュータリサーチ代表取締役会長	平成23年 7月	株式会社PMC取締役会長（現任）
平成20年 10月	株式会社パインス代表取締役会長	平成25年 3月	株式会社MCOR取締役相談役（現任）

■ 所有する当社の株式の数：0株

社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたりCDS株式会社（東証一部上場）の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成28年6月30日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者松本宗近氏、伊藤瑞穂氏の所有する当社株式数は、朝日インテック社員持株会を通じての保有分が含まれております。本議案をご承認いただき、両氏が取締役就任した場合には、朝日インテック社員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
3. 伊藤清道氏、芝崎晶紀氏は社外取締役候補者であります。
4. 伊藤清道氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、当社は、芝崎晶紀氏の選任が承認可決された場合にも、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める独立役員となる予定であります。
5. 当社は、伊藤清道氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。また、同氏の選任が承認可決された場合、同様の内容の契約を継続する予定であります。さらに、芝崎晶紀氏の選任が承認可決された場合にも、同様の内容の契約を新たに締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. コンパスメッドインテグレーション株式会社は、平成22年1月より朝日インテックJセールス株式会社に社名変更しております。
7. ジーマ株式会社は、平成22年7月より朝日インテック ジーマ株式会社に社名変更しております。なお、平成25年10月1日付で当社が吸収合併しております。
8. トヨタ自動車販売株式会社は、昭和57年にトヨタ自動車工業株式会社と合併し、トヨタ自動車株式会社に社名変更しております。
9. 中央立体図株式会社は、平成17年1月に株式会社ティーピースと合併し、CDS株式会社に社名変更しております。
10. 株式会社エムエムシーコンピュータリサーチは、平成18年1月に株式会社MCORに商号変更しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・主な担当
1	わた なべ ゆき よし 渡辺 行祥	常勤監査役 新任
2	さ とう まさ み 佐藤 昌巳	社外監査役 新任 社外 独立
3	おお ばやし とし はる 大林 敏治	社外監査役 新任 社外 独立

1

わた なべ ゆき よし
渡辺 行祥

(昭和24年6月19日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 61年 4月	リゾートトラスト株式会社入社	平成 11年 11月	当社株式公開準備室長
平成 8年 6月	当社入社、経理部副参与	平成 15年 9月	当社常勤監査役（現任）
平成 10年 1月	当社資金管理部副部长		

■ 所有する当社の株式の数：28,200株

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社管理部門を担当された後、平成15年より当社常勤監査役を務めております。当社事業内容について深く精通しており、その豊富な経験や実績などを活かして、当社業務執行状況の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2

さ と う ま さ み
佐藤 昌巳

(昭和38年8月1日生)

新任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 元年 4月	日本国弁護士資格取得 松尾総合法律事務所入所	平成 10年 4月	佐藤総合法律事務所開業
平成 5年 4月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	平成 11年 9月	当社監査役（現任）
平成 6年 12月	前川法律事務所入所	平成 17年 6月	美濃窯業株式会社監査役
		平成 20年 7月	株式会社リーガル・サポート代表取締役

■ 所有する当社の株式の数：49,900株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士資格を有し、法務に関する専門的な知識経験を有しており、加えて長年にわたり当社の社外監査役を務められ、当社事業内容に精通しており、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって17年となりますが、経営に対する助言・提言・監督を、現在においても高い意識を持ち、適切に任務を遂行していただいておりますことから、選任をお願いするものであります。

3 おお ばやし とし はる 大林 敏治 (昭和16年11月11日生)

新任 社外 独立

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 35年 4月	税務講習所名古屋支所入所	平成 10年 7月	富士税務署長
昭和 60年 12月	税理士資格取得	平成 11年 7月	熱田税務署長
平成 5年 7月	刈谷税務署副署長	平成 12年 9月	大林敏治税理士事務所開業
平成 6年 7月	名古屋国税局課税第一部資料調査第三課長	平成 20年 9月	当社監査役（現任）
平成 8年 7月	名古屋国税局課税第一部資産税課長		

■ 所有する当社の株式の数：9,400株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、これまで会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士として専門的な見識と豊富な経験を有しており、その経験を通じて培った税務の専門家としての経験・見識からの視点に基づき適切な監査をしていただいていることから当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 (1) 佐藤昌巳氏、大林敏治氏は、社外取締役候補者であります。
 (2) 佐藤昌巳氏、大林敏治氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 (3) 当社は、渡辺行祥氏、佐藤昌巳氏及び大林敏治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。また、各氏の選任が承認可決された場合、同様の内容の契約を新たに締結する予定であります。
 なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・ 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任議案が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。但し、監査等委員への就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

とみ だ りゅう じ
富田 隆司

(昭和50年4月3日生)

社外 独立

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成13年10月	名古屋弁護士会登録 東桜総合法律事務所入所	平成23年 4月	愛知大学法科大学院非常勤講師（現任）
平成18年 4月	名古屋経済大学法学部非常勤講師	平成23年 5月	日本弁護士連合会弁護士会照会制度委員会委員 （現任）
平成18年12月	名古屋市法制アドバイザー（現任）	平成23年10月	日本弁護士連合会司法改革実施対策ワーキング グループ委員
平成19年10月	富田・山内法律事務所開設	平成25年 4月	春日井市情報公開・個人情報保護審査会委員 （現任）
平成22年 4月	愛知県弁護士会調査室室員		

■ 所有する当社の株式の数：0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、これまで会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識、豊富な経験等を活かして、当社の経営全般を監視する役割を担っていただき、当社業務執行への助言や牽制など、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富田隆司氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者富田隆司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める独立役員となる予定であります。
4. 候補者富田隆司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 富田・山内法律事務所は、平成25年1月に富田法律事務所と名称変更しております。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年9月26日開催の第37回定時株主総会において年額700百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに今後の事業展開と経営体制強化に備えるとともに、機動的な報酬政策を可能とするため、年額1,000百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役2名）となります。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成25年(2013年)9月26日開催の当社第37回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続することについて株主の皆様のご承認をいただいております。

現プランの有効期限は、本株主総会終結の時までであることから、当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、平成28年(2016年)8月10日に開催されました当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を前提に、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本プランとして継続することを決定しました。

本プランにつきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ています。

<現プランからの主な変更点>

1. 大規模買付者から提供された情報について、当社取締役会が追加情報を求める場合の情報提供の期限に上限（60日）を設定しました。
2. 対抗措置の内容を新株予約権の無償割当に限定しました。
3. 対抗措置発動を判断する際の要件をより具体的に列挙しました。
4. 大規模買付者がルールを遵守した場合で、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて発動が妥当であると判断した場合においては、株主意思確認総会に諮り、可決承認を得た上でなければ対抗策を発動できないスキームに変更しました。
5. 本株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い廃止される監査役制度に関する所要の変更を行いました。なお、当該変更は、本株主総会において定款一部変更に関する議案を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものいたします。

I. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるために、以下の取組みを実施しています。

1. 経営理念

当社グループは、研究開発型企業として、医療及び産業機器分野において、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現すると共に、広く社会に貢献していくことを企業理念としております。また特に、当社グループの医療機器分野事業は、主に、傷口が小さく痛みの少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様の肉体的・精神的・経済的負担を軽減し、そして医療費抑制にも貢献できる、大変意義のある事業であると考えており、今後も、社会に貢献できる企業であり続けることで、社会からも市場からも評価される企業として、更なる成長を遂げたいと考えております。

2. 当社の強みと企業価値の源泉

当社は、昭和51年(1976年)の創業以来、産業機器分野において極細ステンレスワイヤーロープの開発・製造・販売に注力し、国内トップシェアを確立して参りました。平成3年(1991年)には医療機器分野に進出し、平成4年(1992年)には国内初の心筋梗塞の治療に使用される「循環器系治療用PTCAガイドワイヤー及びガイディングカテーテル」の製品化に成功、更にはこれまで外科手術の領域とされておりましたCTO領域(注1)についても治療が可能な循環器系治療用PTCAガイドワイヤーの開発に成功するなど、現在では、当社製品の循環器系治療用PTCAガイドワイヤーは、国内市場においてトップシェアを確立するに至っております。このように当社が成長を続けてきた主な要因は、当社がこれまで長年に亘って蓄積し培って参りました「技術力」にあると考えております。

これら「技術力」の核となる主な技術内容は、伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、トルク技術、樹脂コーティング技術の4つのコアテクノロジーで構成されており、これらの技術をベースに原材料から製品まで一貫生産できることが当社の強みです。また、素材から完成品まで自社内で対応できるという強みは、当社が産業機器分野を有しているからであり、これにより、医師などユーザーのニーズに対応した製品の開発・提供をスピーディに実施することが可能になります。

研究開発・製品開発を担う人材、あるいはそこ的確なニーズを還元する営業・マーケティング体制・仕組みは当社の企業価値を高めていく上で特に重要です。これらは当社経営陣の求心力・迅速な意思決定力、企業風土・カルチャー、ステークホルダー間の有機的なバランスがあってこそ、その効果が極大化されるものと考えます。

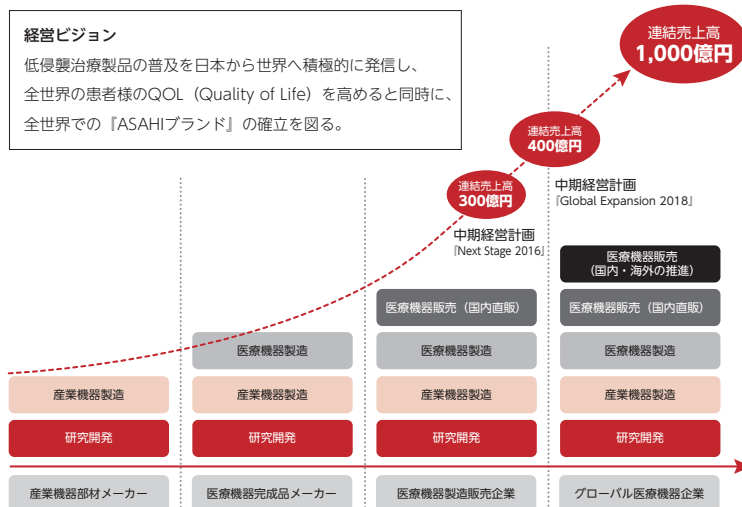
注1：CTO領域とは、

慢性完全閉塞といって長期間完全に閉塞した状態の病変のことをいいます。従来は、このような病変は外科手術（バイパス手術）の領域でしたが、当社がCTOにも使用可能なPTCAガイドワイヤーの開発に成功したことから、現在では、国内においてはPTCA治療（循環器系における低侵襲治療）が主流となっています。

3. 今後の経営方針と経営実績の振り返り

(1) 長期経営ビジョン

当社は、「低侵襲治療製品の普及を日本から世界へ積極的に発信し、全世界の患者様のQOL（Quality of Life）を高めると同時に、全世界での『ASAHIブランド』の確立を図る」という経営ビジョンを定め、長期的な目標として連結売上高1,000億円を掲げています。



(2) 中期経営計画

当社は平成26年(2014年)8月に、中期経営計画「Global Expansion 2018」を策定しました。本計画では以下4つの基本方針を定め、販売・開発・生産のそれぞれの分野における「グローバル化」を更に加速させることにより、グローバル市場における当社のプレゼンスを強化し、企業価値を一段と向上させることを企図しております。本計画では平成30年(2018年)6月期の連結売上高目標を400億円としておりますが、平成28年(2016年)6月期に2年前倒しで、ほぼその水準を達成しております。長期ビジョンの1,000億円に繋げる新たな中期経営計画につきましては、現在、取引先との条件協議等を進めており、然るべきタイミングで公表することを予定しております。

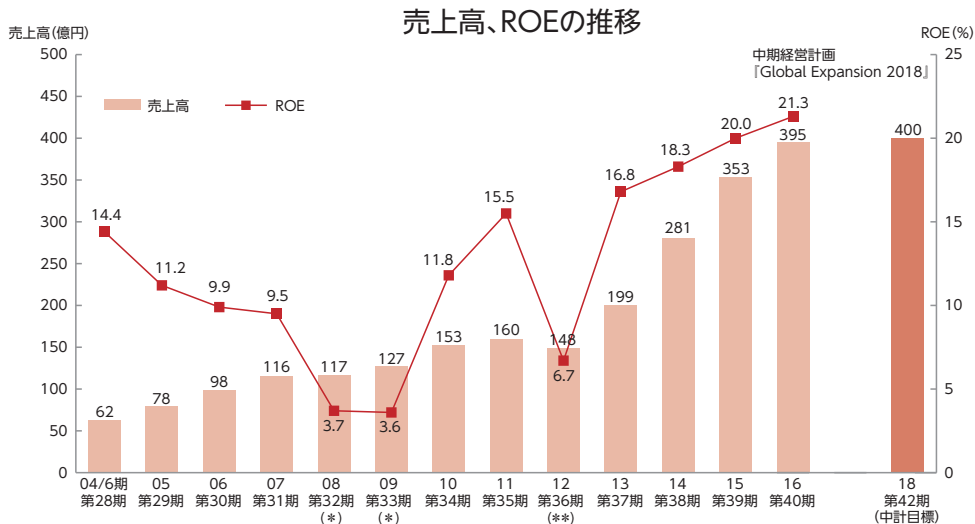
なお、当社製品の限界利益率を踏まえると、売上の伸長に伴い、利益や資本効率性も向上する構造にあると考えておりますので、当社は経営の主要パフォーマンス指標(KPI)として売上高を据えております。また、当社は製品の競争優位性の向上や競争優位の持続期間をいかに長期化させるかといった定性的な観点を重視した経営を行っており、経営方針や事業戦略について、ホームページ等で極力詳細な開示に努めておりますので、この点も併せてご理解賜りたく存じます。

【 基本方針 】

- 1 グローバル規模での収益基盤の強化
- 2 患部・治療領域の拡大と製品ポートフォリオの拡充
- 3 素材研究・生産技術の強化によるイノベーション創出
- 4 グループマネジメントの最適化

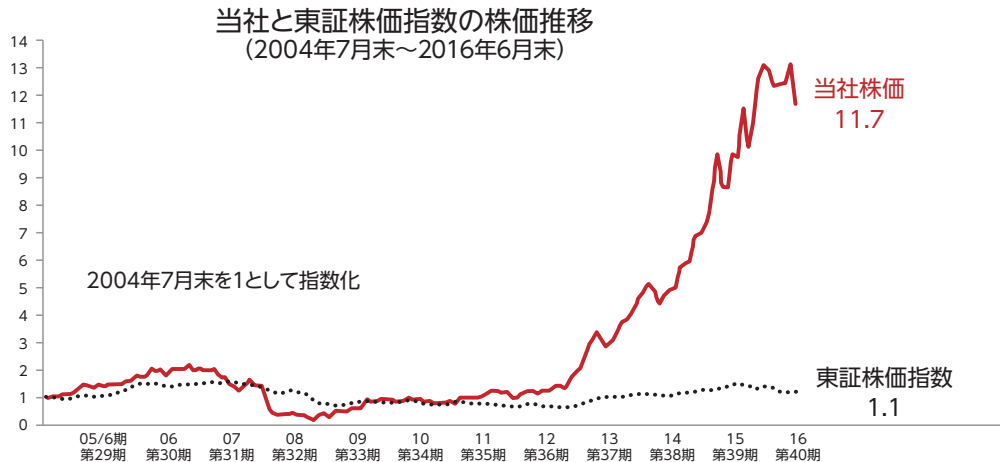
(3) これまでの業績と株価の推移

当社は平成16年(2004年)7月にジャスダック証券取引所に上場し、翌平成17年(2005年)に東京証券取引所および名古屋証券取引所の第2部に上場しました。ジャスダック市場上場後から現在に至るまでの売上高およびROEの推移は下図の通りです。売上高は当社製品に対する顧客および市場からの評価が浸透するにつれて順調に増加してきました。また、ROEについても海外主要取引先との取引条件協議に伴う一時的な混乱が生じた平成20～21年(2008～2009年)、タイ洪水の影響を被った平成24年(2012年)を除けば、総じて高い水準を確保出来ております。



* 2008年6月期及び2009年6月期は、海外主要取引先との取引条件協議に伴う一時的な混乱が生じておりました。
 **2012年6月期はタイ洪水の影響により、当社主力工場である連結子会社ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. (タイ工場) が一時的に稼働を停止し、減産を余儀なくされました。

下図は当社の株価の推移です。平成16年(2004年)7月末から平成28年(2016年)6月末にかけて12倍弱上昇し、東証株価指数を大きく上回りました。



4. コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の1つとして位置づけ、経営の透明性の向上と監督機能の強化、企業価値向上に向けた適切なインセンティブ付けに取り組んできました。平成17年(2005年)より長期業績連動報酬として自社株取得目的報酬制度を導入し、平成21年(2009年)よりストックオプション制度をスタートさせました。また、平成25年(2013年)から複数の社外取締役を選任しております。

今般、当社は監査等委員会設置会社に移行することを平成28年(2016年)8月10日開催の取締役会で決議し、本株主総会に定款変更議案を上程する予定です。本株主総会の取締役選任議案が承認可決されまると、取締役全12人中4人(構成比33.3%)が独立した社外取締役となり、取締役会の独立性は一段と向上する予定です。

5. 当社の現状と本プランの必要性

当社は、前述の長期ビジョン、中期経営計画の通り将来に向けた明確な方針を策定し、それに向けて着実に取り組んでおります。これまでの当社の業績や株価さらにはコーポレートガバナンスの取組実績等をご確認いただき、当社の考え方にご理解を賜りたく存じます。当社は低侵襲治療という世界的に注目を集め、市場規模の拡大が見込まれる事業領域に身を置いておりますが、企業規模として十分に大きいとは言えず、被買収の懸念を感じてきました。また、何よりも当社が描く将来像との比較において、現状の位置は成長ステージの初期の段階にあると考えております。本プランは、当社経営陣が本業の成長戦略に集中できる環境を整えるためのものでありますので、株主の皆様にとって有益なものであると確信しております。

なお、当社は現状のステージにおいて、本プランの必要性が極めて高いと考えておりますが、今後永遠に継続する必要があるとは考えておりません。

Ⅲ. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応ずるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討するため、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの等、大規模な買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

一方、平成28年(2016年)6月30日現在において、当社役員及びその関係者により当社の発行済株式の約23.3%が保有されております。但し、その比率は継続的に低下傾向を辿っており（ジャスダック証券取引所への上場（平成16年(2004年)7月1日）直後である平成16年(2004年)12月31日時点での同比率は約37.6%）、また、当社株主の分布状況は内外の機関投資家や個人、国内法人など広範にわたっており、株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような状況からすれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為がなされる可能性があるものと考えております。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買取防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランを継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別紙2をご参照ください。

なお、平成28年(2016年)6月30日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注4）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注2：特定株主グループとは、

- (i)当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同法第27条の23第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii)当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注3：議決権割合とは、

(i)特定株主グループが、注2の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii)特定株主グループが、注2の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注4：株式等とは、

金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため一定の対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております（独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください）。独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外有識者（注5）の中から当社取締役会が選任します。本プラン継続時における独立委員会委員には、別紙4のとおり3氏に就任していただく予定です。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非などについて諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

注5：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及びその内容について、適宜公表します。

- ① 大規模買付者の名称、住所、代表者の氏名
- ② 設立準拠法
- ③ 国内連絡先
- ④ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に日本語による書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等

⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがありますが、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表します。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の当社取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株を対象とする大規模買付行為の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ公表します。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、別紙5に定める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑥に該当し、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と独立委員会及び当社取締役会が判断する場合には、対抗措置を発動するか否かの最終的なご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社及び当社の関係者に引き取らせる目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合
- ⑤ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合

- ⑥ 大規模買付者による支配権取得が、(a) 当社の技術・研究開発体制の脆弱化^(※1)、(b) 市場やユーザーニーズを無視した販売・マーケティングの実施^(※2)等につながり、当社企業価値を毀損し、または企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的に判断される場合

- ※1 当社は、4つのコア技術を主体とした、高度で独自性の高い素材加工技術を備えています。中でも最も重要なのがトルク技術です。カテーテル製品の性能は、手術の成否に直結しますが、当社が独自で保有しているトルク技術が、医師の繊細な手の感覚を、そのまま先端に伝えることができるワイヤーの開発を可能にしており、当社製品が難易度の高い病変に対する治療において、幅広く使用されている要因のひとつとなっております。これらの技術に加え、素材から製品までの一貫生産体制を構築することにより、当社独自の素材および機能を有した製品の開発・製造が可能となっておりますが、これは、医療機器分野以外に、産業機器分野を有している当社の強みであり、医療機器分野での競合先との、コスト面・技術面における差別化を図る大きな要因となっております。このような技術的なシナジー構造を理解せず、短期的な資本効率を追求するあまり、両事業の分離を図ることは、当社の優位性を損なう可能性があります。また、究極のところ、当社の技術的なノウハウは、研究開発部門をはじめとする技術者などに帰属しております。技術者などに対する長期的な処遇や各種モチベーション（経営理念や経営目標への共感、研究開発組織・チーム全体のバランスや運営、製品の安定供給により人命に貢献するという社会的目標の共有等）が損なわれる場合には、技術者の離散や開発パフォーマンスの大幅な悪化を招くことが想定されます。
- ※2 当社は、従来は外科手術でしか治療が不可能であったCTO領域（Chronic Total Occlusion 慢性完全閉塞）の治療を可能とする製品開発に成功し、心臓疾患におけるカテーテル治療の成功率を大きく向上させることに貢献しております。現在におきましても、CTO領域におきましては、当社製品が大きな強みを発揮しており、当社製品でなければ治療できない領域が存在しております。このような中で、マーケティング戦略の都合などにより当社製品の供給が阻害される場合には、CTO領域を中心とした難易度の高い病変部の治療を可能とするカテーテル製品の供給が困難となる可能性があります。また、市場や医師などのユーザーのニーズを十分に考慮しない身勝手な販売・マーケティングを実施することにより、医師などのユーザーからの信頼を失墜することが想定されます。

(3) 株主意思確認総会

上記5. (2) のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動が相当と判断する場合には、速やかに取締役会の判断についての株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置を発動するか否かの最終的なご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会が発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを本新株予約権の行使条件とすることや、当社株式と引き換えに当社が本新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記5. (1) 又は (2) において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、本新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、独立委員会の勧告を受けた上で当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、本新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が本新株予約権を無償取得（当社が本新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は本新株予約権を失います。）することにより当該対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランが株主及び投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5. に記載した具体的な対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合は、取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当株主」といいます。）の皆様は、対価の払い込みを行うことなく、その保有する株式数に応じて、本新株予約権が割当てられます。その後、当社が取得条項を付した本新株予約権の取得の手続きを取る場合は、大規模買付者等以外の割当株主の皆様は、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により本新株予約権の割当ての中止又は発行した本新株予約権の無償取得（当社が本新株予約権を無償で取得することにより、割当株主の皆様は本新株予約権を失います。）を行う場合には、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当株主の皆様は引受けの申込みを要することなく本新株予約権の割当てを受け、又当社が取得条項を付した本新株予約権の取得の手続きをとる場合には、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、本新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期間は、本株主総会終結の時から平成31年(2019年)9月開催予定の第43回定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、

- ①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、
- ②当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性（会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年(2005年)5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年(2008年)6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ. 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に應ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠するものとなるようになっております。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、本株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として監査等委員会設置会社に移行することを予定しており、監査等委員会設置会社に移行した場合には、監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役任期規制に従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年とするものであり、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることありません。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記Ⅲ. 5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

以上

(別紙1)

当社株式の状況 (平成28年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式の総数 64,148,800株 (自己株式911,890株含む)
(3) 株主数 4,903名
(4) 大株主 (上位10位)

氏名又は名称	所有株式数 (株)	所有株式比率 (%)
アイシーエスピー有限公司	5,098,000	8.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,907,400	7.76
MMK株式会社	3,092,000	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,639,800	4.17
株式会社ハイレックスコーポレーション	2,400,000	3.79
宮田昌彦	1,690,300	2.67
株式会社ホギメディカル	1,583,200	2.50
宮田憲次	1,580,000	2.49
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,578,300	2.49
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,332,500	2.10

(注) 所有株式比率は、自己株式 (911,890株) を控除して計算しております。

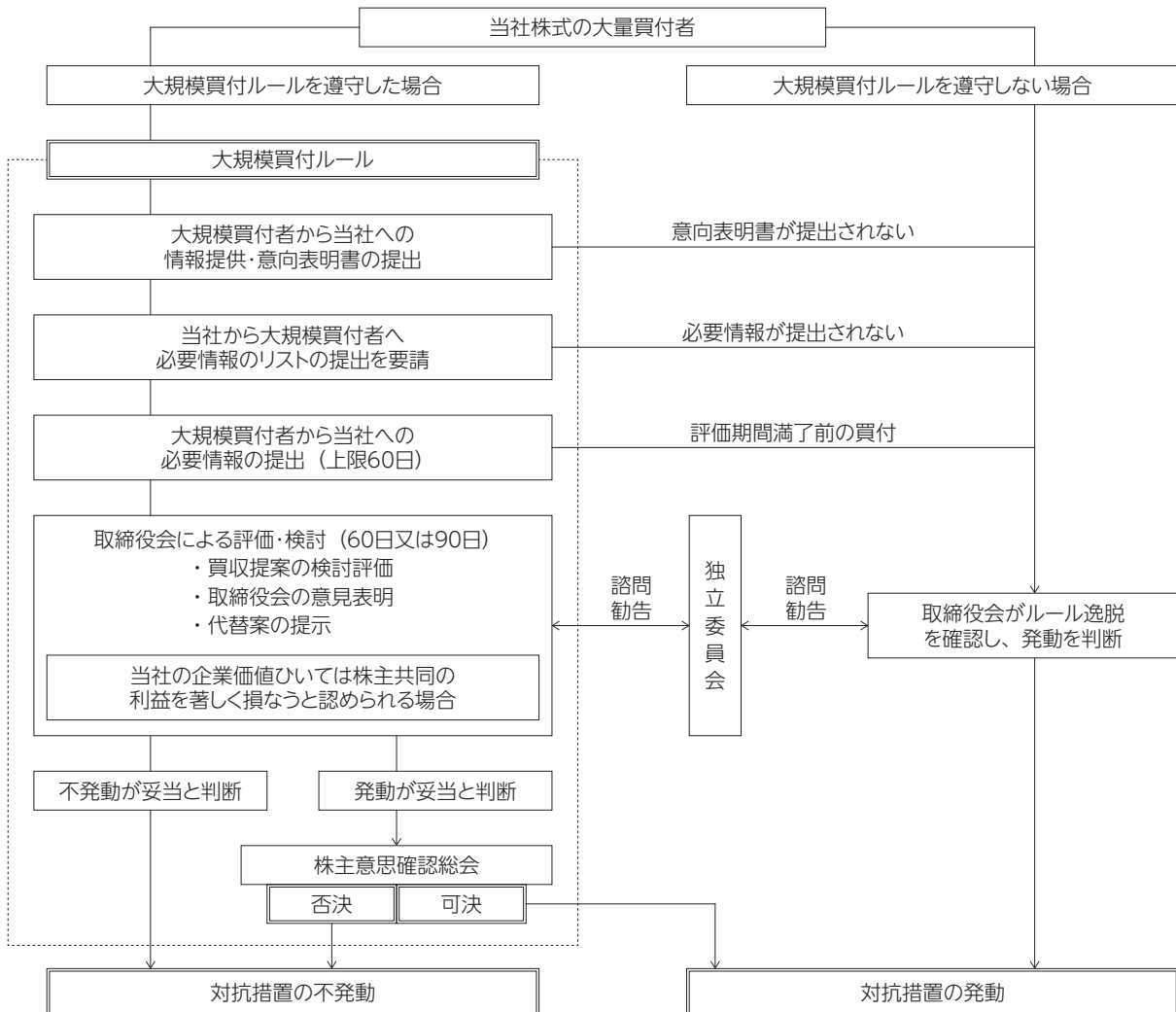
(5) 所有者別状況

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (名)	—	46	36	46	302	5	4,308	4,743	—
所有株式数 (単元)	—	160,468	5,365	171,292	216,796	6	87,493	641,420	6,800
所有株式数 の割合(%)	—	25.01	0.84	26.71	33.80	0.00	13.64	100.00	—

- (注) 1. 自己株式911,890株は、「個人その他」に9,118単元及び「単元未満株式の状況」に90株含まれております。
2. 単元未満株式の株主数は、160名であります。

(別紙2)

買収防衛策の概要 大量買付行為が開始された場合のフローチャート



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

(別紙3)

独立委員会規程の概要

1. 構成員

独立委員会の委員（以下「委員」という。）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、①当社社外取締役及び②社外の有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者及び他社の取締役又は執行役として経験のある者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。委員の任期は、平成31年(2019年)9月開催予定の第43回定時株主総会の終結の時又は本プランが廃止される時のいずれか早く到来する時までとする。なお、社外取締役である委員が社外取締役でなくなった場合は、委員としての任期も同時に終了するものとする。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

但し、委員の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行う。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自己又は取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で、独立した外部専門家等の助言を得ることができる。

- ① 大規模買付行為の大規模買付ルールへの該当性
- ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき情報
- ③ 大規模買付者が提出した情報の本必要情報としての充足性
- ④ 当社による大規模買付行為に対する代替案の検討
- ⑤ 新株予約権の発行(無償割当てを含む。)又は不発行
- ⑥ 大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑦ 対抗措置の発動の必要性
- ⑧ その他大規模買付ルール、新株予約権、大規模買付行為に関連し、取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

以上

(別紙4)

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

【氏名】 大林 敏治 (おおばやし としはる)

【略歴】 昭和16年11月11日生

昭和35年 4月 税務講習所名古屋支所入所
昭和60年12月 税理士資格取得
平成 5年 7月 刈谷税務署副署長
平成 6年 7月 名古屋国税局課税第一部資料調査第三課長
平成 8年 7月 名古屋国税局課税第一部資産税課長
平成10年 7月 富士税務署長
平成11年 7月 熱田税務署長
平成12年 9月 大林敏治税理士事務所開業
平成20年 9月 当社監査役 (現任)

【氏名】 伊藤 清道 (いとう きよみち)

【略歴】 昭和25年 2月 7日生

昭和49年 4月 トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車株式会社) 入社
昭和60年 8月 トヨタ自動車株式会社 海外企画部 技術課係長 システム企画課長
平成 6年 1月 Toyota Motor Manufacturing Canada, Inc 出向 秘書役
平成11年 1月 トヨタ自動車株式会社 マリン事業部 主査
平成12年 7月 トヨタ自動車株式会社 米州営業部 主査
平成14年 7月 Toyota Kirloskar Auto Parts Pvt. Ltd., 社長
平成20年 3月 中京大学経営学部教授
平成25年 9月 当社取締役 (現任)
平成27年 4月 中京大学国際英語学部客員教授 (現任)

【氏名】 芝崎 晶紀 (しばざき あきのり)

【略歴】 昭和20年 1月20日生

昭和55年 2月 中央立体図株式会社 (現CDS株式会社) 代表取締役社長就任 (現任)
昭和63年 8月 株式会社ティーピーエス代表取締役社長
平成17年12月 株式会社エムエムシーコンピュータリサーチ (現株式会社MCO R) 代表取締役会長
平成20年10月 株式会社バイナス代表取締役会長
平成22年 3月 株式会社バイナス取締役相談役就任 (現任)
平成22年 8月 株式会社東輪堂代表取締役会長就任 (現任)
平成23年 7月 株式会社PMC取締役会長就任 (現任)
平成25年 3月 株式会社MCO R取締役相談役就任 (現任)

以 上

(別紙5)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会が基準日として定める日における発行可能株式総数から普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行う。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定める。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定める。なお、取得条項については、上記6の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

第9号議案 創業者功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、当社の創業者である代表取締役会長 宮田尚彦氏が取締役を退任いたします。

同氏は、技術エンジニアとして、昭和51年に極細ステンレスロープの製造業である当社を創業、その後、産業機器分野で培った独自のステンレス技術を活用して医療機器分野への進出を果たすことで、事業の継続成長と、高い収益基盤の確立を果たし、常に企業価値を高める経営を実践して参りました。

平成21年に宮田昌彦氏が代表取締役社長に就任することにより、この数年は次世代への経営の権限委譲を行って参りました。現在は、代表取締役社長宮田昌彦氏を中心とする新たな経営体制に完全移行しており、体制整備に目処がついたことから、本総会終結の時をもって経営の第一線から退くことにより、現在の経営体制の更なる磐石化を目指すことといたしました。

創業以来40年余りにわたり当社の経営を担ってきた同氏の功績や在任中の労に報いるため、3億円の創業者功労金を贈呈したいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任願いたいと存じます。

創業者功労金贈呈の対象となる退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
みや た なお ひこ 宮 田 尚 彦	昭和51年 7月 当社設立、代表取締役社長 平成21年 9月 当社代表取締役会長 現在に至る

以 上

<メモ欄>

<メモ欄>

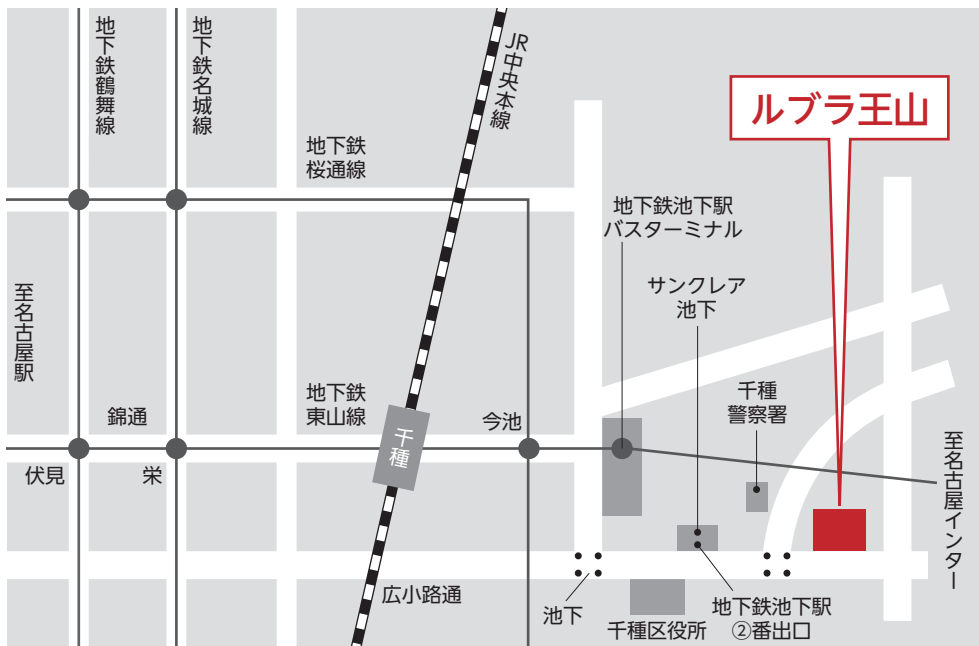
株主総会 会場のご案内

会場 名古屋市千種区覚王山通 8 丁目18番地

ホテル ルブラ王山 2階「飛翔の間」

電話 (052) 762-3151 (代表)

(ご案内図)



○名古屋駅より地下鉄東山線で12分、池下駅下車②番出口
(サンクレア池下地下1階)より徒歩3分

○駐車場の準備がございませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。